

令和4年2月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年2月28日（月曜日） 議事開始 午前 8時46分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田上 みゆき

【推進委員】 今回はコロナウィルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集して
いない。

欠席委員

【農業委員】 田中 雄策

【推進委員】

事務局職員

| | | | |
|---------|-------|---------|--------|
| 事務局長 | 押川 国智 | 事務局長補佐 | 鳥澤 庄司 |
| 農地調整係長 | 塩入 友之 | 農地調整係主査 | 大園 あけみ |
| 農地調整係主事 | 池田 哲也 | 農地調整係主事 | 佐藤 純大 |

畜産農政課職員

| | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| 担い手対策係主査 | 宮原 直子 | 農政企画係主事 | 加藤 雅也 |
|----------|-------|---------|-------|

議 題

- 報告第21号 農地等の合意解約について
- 報告第22号 農用地利用配分計画について
- 報告第23号 農地法第3条に規定する別段面積（下限面積）の取扱基準の一部改正について
- 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第62号 農用地利用集積計画について
- 議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第65号 非農地証明願いについて
- 議案第66号 農業振興地域整備計画変更の協議について
- 議案第67号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定について

事務局長　それではただいまから令和4年2月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　本日はコロナウィルス感染拡大防止対策のため、農業委員のみでの開催となっております。次ぎに委員の出席状況を報告いたします。田中委員より本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は農業委員9名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下会長代理と田上委員を指名いたします。先ほどご説明したとおり、本日は農業委員のみでの開催となっておりますので議案等における農地利用最適化推進委員の報告は事務局で行います。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第21号から報告第23号及び議案第61号から議案第67号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第21号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第21号についてご説明いたします。1ページをご覧ください。今月の合意解約件数は31件でございます。詳細につきまして、2ページをご覧ください。

令和4年2月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号2番については、所有権移転をするため、解約するものでござ

います。

整理番号6番については、他の担い手に貸付をするため、解約するものでございます。

整理番号14番及び15番につきましては、他の担い手に貸付をするため、解約するものでございます。

整理番号25番については、他の担い手に貸付をするため、解約するものでございます。

整理番号27番及び28番につきましては、所有権移転をするため、解約するものでございます。

整理番号29番から31番につきましては、他の担い手に貸付をするため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第22号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第22号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。5ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和4年2月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。内訳としましては、計64件、247筆、292,682.54㎡となっております。詳細につきましては、6ページから30ページに記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第23号「農地法第3条に規定する別段面積（下限面積）の取扱基準の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 それでは報告第23号「農地法第3条に規定する別段面積（下限面積）の取扱基準の一部改正について」についてご説明いたします。農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積要件は、旧農地法では、都道府県は一律50アールとなっていました。農地法の平成21年改正により、農業委員会単位で下限面積の設定が可能となりました。えびの市では、市外からの移住・定住促進を積極的に取り組む方針であり、その一環として、市外移住者が農地取得を容易にする条件緩和策として、農地法施行規則第17条第2項に基づく別段面積、空き家に附属した農地として平成28年4月から設定し運用しているところでございます。令和4年2月末現在で指定件数が18件、田17筆8,757㎡、畑10筆6,219㎡、採草地1筆3,102㎡、計28筆18,078㎡が指定されています。これと別に空家に付属した農地に指定後、総会で審議し農地法第3条で許可された売買件数が9件、田11筆6,603㎡、畑9筆6,219㎡、計20筆、13,519㎡となっております。それでは32ページをご覧ください。

今回、適用条件について、現時点で遊休農地である事を明記していますが、過去に事務局に相談された案件で現在は遊休化していないが農地への進入路が宅地側にしかなく、宅地だけが売買されたら、将来、遊休化する恐れがある農地について、適用条件を満たさなかったため、空き家に付随した農地に指定できなかった事が数件ございました、そう案件がございましたので事務局で先進事例の要綱や基準などを調査して協議した結果、遊休農地発生防止の観点から将来遊休化する恐れがあることを条件に明記したところでございます。以上、報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。

（なしと言う者多数あり）

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。33ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転12件、貸借2件の合計14件です。申請人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。最初に所有権移転からご説明いたしますので34ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1,059㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、429㎡の贈与です。

整理番号3番、34ページから35ページをご覧ください。田2筆、2,583㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。福迫委員の掘起しです。

整理番号4番、田1筆、1,369㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、田1筆、328㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。36ページをご覧ください。

整理番号6番、田1筆、722㎡の売買です。備考欄に記載のとおり、農振農用地外10アール要件での取得です。

整理番号7番、36ページから37ページをご覧ください。田4筆、畑1筆、計4筆12,560㎡の贈与です。

整理番号8番、37ページから38ページをご覧ください。田2筆、57.66㎡の交換です。議案第62号基盤法所有権移転整理番号9番と交換するものです。

整理番号9番、畑1筆、7, 461㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番、38ページから39ページをご覧ください。田3筆、1, 006㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号11番、畑2筆、1, 705㎡の贈与です。40ページをご覧ください。

整理番号12番、40ページから42ページから田6筆、畑3筆、計9筆、5, 027㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のとおり、空き家に付属した農地での取得となります。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたします。なお、貸借については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。43ページをご覧ください。

整理番号1番、43ページから44ページをご覧ください。田8筆、6, 813㎡の賃貸借です。45ページをご覧ください。

整理番号2番、田1筆、3, 326㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転12件、貸借2件、合計14件です。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第61号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきますが、冒頭に申しあげたとおり、推進委員の報告は事務局で行います。それでは整理番号1番の土地及び申請人「受人」の報告を田中委員にお願いしていましたが、本日、欠席のため、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、整理番号1番について、田中委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備

予定地です。農地の形状は良く、周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作と露地野菜の複合経営の兼業農家で後継者はおりません。渡人との関係は友人です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を園田委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは整理番号2番について、園田委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、形状は良好です。周辺の状況は、畑と山林に接しています。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者はいらっしゃいます。渡人との関係は親戚です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の報告を福迫委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは整理番号3番について、福迫委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲一帯は水田地帯です。字〇〇の農地は東・南側は農道、北・西側は水田に接しています。農地の形状は三角形ですが、日照・接道・用排水は良好です。もう一筆の大字〇〇字〇〇の農地は、北・東・西側は水田、南側は市道に

接しています。農地の形状は長方形で湿田です。日照・接道は良好です

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作と繁殖牛の複合経営の専業農家です。地域との調和については、営農に一生懸命取組まれており、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の報告を岩屋委員にお願い
します。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 それでは整理番4番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治
会内にあります。基盤整備済みの水田で周囲は水田地帯です。日照・接道・
用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作
主体の兼業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、
受人は兼業農家ですが、営農に一生懸命取組まれており、所有農地の管理
も行き届いています。また、地域の奉仕作業等にも率先して協力されて
いる事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願
いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地の報告を高谷委員に、申請人「受人」の報告を
杉元委員にお願いしていただきましたので、あわせて、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは整理番5番の農地について、高谷委員から報告書を預かって
おりますので、代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。
基盤整備は行われていませんが、農地の形状は良好です。周辺の状況は、
住宅地となっています。日照・接道・用排水は良好です。以上、報告いた
します。

続いて、整理番5番の受人について、杉元委員から報告書を預かって

おりますので代読いたします。受人は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、営農に一生懸命取組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に36ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」の報告を山口委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、整理番号6番について、山口委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は行われていません。周辺の状況は、宅地と水田が混在しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲と繁殖牛の複合経営の専業農家で後継者はいらっしゃいます。渡人との関係は友人です。地域との調和については、畦・用水路等の管理は適切に行われており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号7番の土地及び申請人「受人」の報告を下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 それでは整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇及び〇〇自治会内にあります。大字〇〇字〇〇の3筆は、基盤整備された水田地帯にあり、日照・接道・用排水は良好です。次に大字〇〇字〇〇の水田は、面積がせまく形状が三角形のため、20年以上前から菜園として利用されています。受人の自宅の西側にあります。日照・接道・排水は良好です。最後に大字〇〇字〇〇の畑は、〇〇地区に近く、昨年までは

甘藷を作付けしていましたが、基盤整備はされていませんが、農地の形状は良く、接道・排水は良好です。南側に山林があるため、日照は、やや不良です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願います。

尾山議長 次に37ページの整理番号8番の土地及び申請人「受人」の報告を福迫委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、整理番号8番について、福迫委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は未整備で、2筆とも受人の農地の一部となっております。周囲一帯は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、報告いたします。受人は〇〇自治会内の稲作主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。地域との調和については、受人は営農に一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願います。

尾山議長 次に38ページの整理番号9番の土地及び申請人「受人」の報告を高谷委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、整理番号9番について、高谷委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は行われておらず、農地の形状は不整形です。周辺の状況は、南側は山林、

残り三方向で畑に接しています。農地の現状は、森林伐採跡地で伐根する必要があります。日照・接道は良好ですが、排水は不良です。

続いて、受人について、報告いたします。受人は〇〇自治会で露地野菜・養豚・養鶏をされている認定法人の代表者で後継者はいらしゃいます。権利取得後は、伐根作業を行い、露地野菜を作付けするとの事でした。地域との調和については、地域での奉仕作業には、協力していくとの事で所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号10番の土地の報告を谷口委員に、申請人「受人」の報告については、整理番号9番と同一人物のため、省略します。報告を谷口委員に代わって、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは整理番号10番の農地について、谷口委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は行われておらず、農地の形状は長方形です。周辺の状況は、北・東・南側は水田、西側は河川に接しています。日照については、午前中は良好ですが、午後からは西側にある竹林の影響で陰となります。接道は良好ですが、用排水は悪く、湿田です。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に39ページの整理番号11番の土地及び申請人「受人」の報告を谷口委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは整理番号11番について、谷口委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は水田と畑です。基盤整備は行われており、農地の形状は良く、日照・接道・用排水は良好です。

続いて、整理番号11番の受人について、報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作と露地野菜の複合経営の専業農家です。後継者はいらっしゃいません。渡人との関係は姉弟です。権利取得後は、畑にはハウレン草を作付けし、水田には水稻を作付けするとの事です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に40ページの整理番号12番の土地の報告を赤川委員に、申請人「受人」の報告を事務局をお願いしていましたので、あわせて、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは整理番号12番の農地について、赤川委員より報告書を預かっておりますので、代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。

空き家を取り囲むように点在しています。しばらくの間、耕作されてなかったため遊休化していますが、日照・接道・用排水は良好です。以上、報告いたします。

続いて、整理番号12番の受人について、事務局より報告いたします。受人は、えびの市に移住して、農業をしたく、空き家及び宅地と空き家に付属した農地の売買が決まったため、今回、申請されるものでございます。現在、受人は〇〇県で英会話塾を経営しており、権利取得後は、英会話塾を営みながら、家族で農業をするとの事です。地域との調和については、農地の管理は適切に行い、地域の水利調整に参加し取り決めを遵守する事、地域の農地の利用調整に協力する事、農薬の使用等について地域と連携調整するとの事なので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に43ページの貸借整理番号1番の土地、大字〇〇字〇〇の報告を福迫委員に、大字〇〇字〇〇及び〇〇の報告を伊地知委員にお願いしていましたので、あわせて、事務局にお願いします。受人については、所有

権移転整理番号1番の受人と同一人物のため、省略いたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、貸借整理番号1番の大字〇〇字〇〇の農地について、福迫委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、形状は良好です。周辺一帯は水田で日照・接道は良好ですが、やや湿田で用排水がやや不良です。農地の状況は、昨年も水稻が作付けされていました。以上、報告いたします。

次に大字〇〇字〇〇及び〇〇の農地について、伊地知委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は東原田自治会内にあります。基盤整備はされており、形状は良好です。周辺一帯は水田で日照・接道・用排水は良好です。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を前原委員にお願いします。

前原委員 議長。

尾山議長 前原委員。

前原委員 それでは、貸借整理番号2番の農地について、報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで形状は東側が少し変形しています。周辺の状況は、東側は畑、北・南・西側は水田に接しています。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、昨年は水稻が作付けされていました。

続いて、受人について、報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作と露地野菜の兼業農家です。渡人との関係は隣人です。後継者は4月から新規就農される方がいらっしゃいます。権利取得後は、水稻を作付けするとの事です。地域との調和については、畦畔の管理も良くされていて、地区での行事にも積極的に参加されている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計14件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第61号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 40ページの所有権移転整理番号12番について、お聞きします。受人は現在、県外におられますが、えびの市に移住してくるとの事ですが、いつ頃、どこに移住してくるのか、農業をいつ頃か始めるのか、お分かりであれば、教えてください。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの山下委員のご質問にお答えいたします。受人は、今日、えびの市に来られて、引っ越しの手続きをしています。場所は、〇〇の東側になります。農業を始める時期については、記載がなく、事務局では把握していない状況です。

尾山議長 山下委員、よろしいでしょうか。

山下委員 はい、分かりました。。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 同じく所有権移転整理番号12番について、お聞きします。先ほど遊休化しているとの報告でしたが、だいたい耕作される面積はどれくらいになるのか、教えてください。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの岩屋委員のご質問にお答えいたします。受人の方は、全ての農地を耕作されるとの事です。

尾山議長 岩屋委員、よろしいでしょうか。

岩屋委員 はい、分かりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第61号は原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第62号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第62号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。別冊1をご覧ください。今月の計画件数は所有移転11件、利用権設定42件、合計53件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は20件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、

法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたしますので1ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、829㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、1ページから2ページをご覧ください。田2筆、6,872㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、1,262㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、1,056㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、2ページから3ページをご覧ください。田2筆、3,096㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、582㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。福迫委員の掘起しです。

整理番号7番、3ページから4ページをご覧ください。田2筆、2,082㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号8番、田1筆、1,680㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号9番、4ページから5ページをご覧ください。田2筆、59㎡の交換です。備考欄に記載のとおり、農地法第3条所有権移転整理番号8番との交換でございます。

整理番号10番、畑1筆、517㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号11番、5ページから6ページをご覧ください。田2筆、1,240㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。以上、所有権移転11件です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。7ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、4, 256㎡の賃貸借です。吉留委員の掘起しです。

整理番号2番、7ページから8ページをご覧ください。田3筆、2, 452㎡の使用賃貸借です。

整理番号3番、8ページから9ページをご覧ください。田2筆、5, 021㎡の賃貸借です。

整理番号4番、9ページから10ページをご覧ください。田3筆、1, 533㎡の賃貸借です。

整理番号5番、10ページから11ページをご覧ください。田3筆、1, 910㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田1筆、545㎡の賃貸借です。

整理番号7番、11ページから12ページをご覧ください。田1筆、3, 436㎡の賃貸借です。

整理番号8番、田2筆、2, 743㎡の賃貸借です。

整理番号9番、12ページから13ページをご覧ください。田1筆、1, 900㎡の賃貸借です。備考欄に記載のとおり、地区担当委員の意見書が添付されています。

整理番号10番、田1筆、1, 494㎡の賃貸借です。備考欄に記載のとおり、地区担当委員の意見書が添付されています。

整理番号11番、田1筆、596㎡の賃貸借です。備考欄に記載のとおり、地区担当委員の意見書が添付されています。14ページをご覧ください。

整理番号12番、田3筆、2, 841㎡の賃貸借です。15ページをご覧ください。

整理番号13番、畑3筆、8, 757㎡の賃貸借です。16ページをご覧ください。

整理番号14番、16ページから17ページをご覧ください。田6筆、2, 631㎡の賃貸借です。

整理番号15番、17ページから18ページをご覧ください。田3筆、畑1筆、計4筆、5,098㎡の賃貸借です。19ページをご覧ください。

整理番号16番、田1筆、1,284㎡の賃貸借です。

整理番号17番、19ページから20ページをご覧ください。田4筆、4,110㎡の賃貸借です。

整理番号18番、20ページから23ページをご覧ください。田9筆、8,634㎡の賃貸借です。

整理番号19番、23ページから24ページをご覧ください。田5筆、6,353㎡の賃貸借です。

整理番号20番、24ページから25ページをご覧ください。田2筆、5,344㎡の賃貸借です。

整理番号21番、25ページから26ページをご覧ください。畑5筆、2,813㎡の使用貸借です。備考欄に記載のとおり、年金関係で地区担当委員の意見書が添付されています。27ページをご覧ください。

整理番号22番、田2筆、1,569㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号23番から同42番までは農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。なお、借受人の経営面積欄の記載は農地中間管理機構が借り受けて、利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

整理番号23番、田1筆、1,176㎡の賃貸借です。28ページをご覧ください。

整理番号24番、28ページから30ページをご覧ください。田7筆、畑3筆、計10筆8,348㎡の賃貸借です。

整理番号25番、30ページから31ページをご覧ください。畑4筆、1,962㎡の賃貸借です。32ページをご覧ください。

整理番号26番、田2筆、2,714㎡の賃貸借です。

整理番号27番、32ページから33ページをご覧ください。田3筆、

1, 295㎡の賃貸借です。

整理番号28番、33ページから34ページをご覧ください。畑2筆、
4, 577㎡の賃貸借です。

整理番号29番、田2筆、4, 196㎡の賃貸借です。35ページを
ご覧ください。

整理番号30番、田1筆、1, 088㎡の賃貸借です。

整理番号31番、35ページから43ページをご覧ください。田33筆、
43, 878㎡の賃貸借です。44ページをご覧ください。

整理番号32番、田1筆、295㎡の賃貸借です。

整理番号33番、田1筆、1, 028㎡の賃貸借です。

整理番号34番、44ページから45ページをご覧ください。畑1筆、
2, 388㎡の賃貸借です。

整理番号35番、畑1筆、1, 834㎡の賃貸借です。

整理番号36番、45ページから47ページをご覧ください。田6筆、
4, 082㎡の賃貸借です。

整理番号37番、47ページから48ページをご覧ください。畑5筆、
4, 026㎡の賃貸借です。

整理番号38番、田1筆、2, 579㎡の賃貸借です。49ページを
ご覧ください。

整理番号39番、田1筆、817㎡の賃貸借です。

整理番号40番、田2筆、4, 429㎡の賃貸借です。50ページを
ご覧ください。

整理番号41番、50ページから52ページをご覧ください。田10筆、
5, 100㎡の賃貸借です。

整理番号42番、52ページから53ページをご覧ください。畑2筆、
1, 070㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権
設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農

作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより議案第62号の審議に入ります。48ページの所有権移転整理番号4番の譲受人は栗下委員です。よって、農業委員会等にする法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 それでは、ただ今から所有権移転整理番号4番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号4番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 それでは、所有権移転整理番号4番を除く、議案第62号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第62号は原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり、決定いたします。議案第62号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第65号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。47ページをご覧ください。今月の許可申請件数は3件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。48ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、11m²を一般個人住宅として、追認申請するものです。申請人より顛末書の提出がございました。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、北側側溝に排水いたします。雨水につきましても同様に北側側溝に排水いたします。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田2筆、425m²を一般個人住宅及び倉庫と車庫として、追認申請するものです。申請人より顛末書の提出がございました。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、西側側溝に排水いたします。雨水につきましても同様に西側側溝に排水いたします。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、10,960.92m²を畜舎及び組合員宿舎として、追認申請するものです。申請人より顛末書の提出がございました。組合員宿舎の生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、地下浸透で処理いたします。雨水についても地下浸透で処理いたします。

続きまして、議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は3件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。50ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田3筆、495㎡を一般個人住宅として、申請するものです。権利関係は贈与です。譲受人と譲渡人との関係は、親子でございます。工事期間は令和4年4月5日から令和4年8月31日まででございます。事業費につきましては、造成費〇〇円、住宅建設費〇〇円、計〇〇円を全額融資にて対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、南側道路側溝に排水いたします。雨水につきましても同様に南側道路側溝に排水いたします。

整理番号2番、50ページから51ページをご覧ください。この案件につきましては、令和3年11月定例農業委員会総会にて議案第49号農地法第5条の規定による買受適格証明願いで申請され、総会で審議後、買受適格相当で決定し意見書を進達しました。その後、県より買受適格証明書の交付を受けて競売に参加し落札したため、今回、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたところでございます。場所が大字〇〇、畑3筆、12,709㎡を畜舎及び駐車場用地として、申請するものです。工事期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。事業費につきましては、解体及び造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水につきましては、西側市道側溝に排水します。汚水につきましては、浄化槽で処理後、西側道路側溝に排水いたします。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田3筆、1,778㎡を太陽光発電施設として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和4年4月10日から令和4年8月31日まででございます。事業費につきましては、年間貸借〇〇円、造成費〇〇円、九電工事費〇〇円、計〇〇円を全額融資にて対応されるとの事でございます。雨水につきましては地下浸透及び集水枿を経て、同様に南側排水路に排水いたします。

続きまして、議案第65号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。52ページをご覧ください。今月の証明願い件数は8件です。申請人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。53ページ

をご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、518㎡です。申請理由は原野です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、611㎡です。申請理由は山林です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑2筆、1,646㎡です。申請理由は山林です。54ページをご覧ください。

整理番号4番、場所が大字〇〇及び〇〇、畑2筆、753㎡です。申請理由は原野です。

整理番号5番、場所が大字〇〇及び〇〇、畑3筆、5,730㎡です。申請理由は原野です。55ページをご覧ください。

整理番号6番、場所が大字〇〇、畑1筆、595㎡です。申請理由は原野です。

整理番号7番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,150㎡です。申請理由は山林です。

整理番号8番、場所が大字〇〇、畑1筆、495㎡です。申請理由は山林です。以上、ご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第63号から第65号については、2月25日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

栗下第2小委員長 議長。

尾山議長 第2小委員長。

栗下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、2月25日に委員10名、事務局3名の計12名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条3件、農地法第5条3件、非農地証明願い8件、計14件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第63号、農地法第4条、整理番号1番について、ご説明いたしま

す。申請人は平成4年に土地を時効取得し、一般個人住宅を建築しましたが、今回、自己所有地を調査したところ、申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものでございます。場所は〇〇地区でございます。〇〇から北に約500mのところに位置します。申請地の状況は、北・東・西側は宅地、南側は農地に接しています。南側に農地がありますが、既に住宅が建っていますので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番について、ご説明いたします。申請人の父親が昭和55年頃に一般個人住宅及び倉庫・車庫等を建築しましたが、今回、申請人の父親が亡くなり、相続登記の手続きをするため、所有地を調査したところ、申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものでございます。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から南東に約390mのところに位置します。申請地の状況は、北・西側は市道、南側は宅地、西側は水路に接しています。周辺に農地が無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番について、ご説明いたします。申請人は市内で酪農を営んでいる農事組合法人ですが、昭和50年頃に登記地目が原野であったため、畜舎等を建築しました。今回、畜舎部分を除く部分で売買の話があったため、手続きの申請を行った際に申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものでございます。場所は〇〇地区でございます。〇〇から南東に約980mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は自己所有地であるため、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第64号、農地法第5条、整理番号1番について、ご説明いたします。譲受人は現在、〇〇住まいですが、一般個人住宅を建築したく、父親である譲渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものでございます。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から西に約800mの

ところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、南側は国道、東側は譲渡人の所有する農地、西側は原野に接しています。北側に農地がありますが、日照等に影響はないので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番について、ご説明いたします。この案件は、令和3年11月定例農業委員会総会にて議案第49号農地法第5条の規定による買受適格証明願いで申請され、総会で審議後、買受適格相当として決定した案件です。その後、宮崎地方裁判所での競売に参加し、落札したため、今回、申請するものでございます。場所は〇〇地区でございます。〇〇から西に約800mのところに位置します。申請地の状況は、北・東側は山林、南側は国有地、西側は市道に接しています。周辺に農地が無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番について、ご説明いたします。譲受人は市外の太陽光発電事業者で今回、えびの市で太陽光発電事業を実施するため、適地を捜していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものでございます。場所は、〇〇地区でございます。〇〇公民館から北西に約300mのところに位置します。申請地の状況は、北・東・西側は農地、南側は宅地に接しています。三方向で農地に接していますが、日照等に影響はなく、被害防除対策もされている事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第65号非農地証明願いについて、ご説明いたします。整理番号1番から4番、6番から8番につきましては、農地法第4条及び5条の現地調査の移動に時間を要したため現地調査が実施できなかったため、事務局が準備した航空写真や現地写真で判断しました。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地が

森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である農地及びその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地と判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番について、ご説明いたします。申請地は〇〇地区でございます。現況は原野で耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請3件、農地法第5条申請3件、非農地証明願い8件、計14件につきましては、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第63号から第65号の計14件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第63号から第65号に対する第2小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第63号から第65号は、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第63号及び第64号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第65号は、お諮りのとおり決定いたします。次に議案第66号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 それでは、議案第66号「農業振興地域整備計画変更の協議について」ご説明いたします。まず、議案説明の前に、この議案の概要について説明いたします。この議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2「市が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、当該市長は、農業委員会の意見を聴くものとする。」との規定に基づき、今回、議案として総会へ提出するものでございます。

議案の内容としては、県が設定したえびの市農業振興地域という区域の中にえびの市が設定した農用地区域（青地）と農用地区域外（白地）があります。農用地区域外から農用地区域に変更するのを編入、農用地区域から農用地区域外に変更するのが、除外となります。それらにつきまして、審議していただきます。一定の要件を満たした上で農用地区域から農用地区域外に変更（除外）することで、個人住宅、駐車場、太陽光などの農業目的以外の利用が可能となります。逆に農用地区域外から農用地区域に変更（編入）することで、基盤整備事業の対象や各種補助事業（中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度等）の対象となります。

この編入及び除外に係る変更について、審議をお願いいたします。

それでは、議案第66号の説明に入りますのでお手元に配布しています別冊2の1ページをご覧ください。

こちらは今回、変更する位置を示したえびの市全体の位置図となります。青色で示した部分が編入7件、赤色で示した部分が除外4件、全部で11件でございます。2ページをご覧ください。

2ページから4ページは、変更案件の一覧となっております。内訳としては、案件1番から7番が編入案件、8番から11番が除外案件となります。編入案件の内訳は基盤整備事業に伴う案件が5件、農業者からの要望による案件が2件、計7件となります。除外案件の内訳は事業者等からの要望による案件が2件、農業委員会の非農地決定による案件が2件、計4件です。案件毎に概略ご説明いたしますので5ページをご覧ください。編入案件の1番、場所は〇〇地区です。変更理由は〇〇関連農地整備事業の対象地とするため、編入するものです。6ページをご覧ください。案件1番の現地写真になります。7ページをご覧ください。

案件2番、場所は〇〇地区です。変更理由は〇〇農地整備事業の対象地とするため、編入するものです。8ページから10ページをご覧ください。案件2番の現地写真になります。11ページをご覧ください。

案件3番、場所は〇〇地区です。変更理由は〇〇農地整備事業の対象地とするため、編入するものです。12ページから13ページをご覧ください。案件3番の現地写真となります。14ページをご覧ください。

案件4番、場所が〇〇地区です。変更理由は〇〇整備事業の対象地とするため、編入するものです。15ページをご覧ください。案件4番の現地写真となります。16ページをご覧ください。

案件5番、場所が〇〇地区です。変更理由は〇〇整備事業の対象地とするため、編入するものです。17ページをご覧ください。案件5番の現地写真となります。18ページをご覧ください。

案件6番、場所は〇〇地区です。変更理由は当該地を牛舎、堆肥舎と

して利用するため、農業用施設用地として編入するものです。当該地は、元々、登記及び現況地目が山林であったため、農地転用許可は不要となっております。19ページをご覧ください。案件6番の現況写真になります。20ページをご覧ください。

案件7番、場所は〇〇地区です。変更理由は当該地をロール置場、農業用機械及び資材置場として利用するため、編入するものです。当該地は、ご覧いただいている図面中にAとBの記載がありますが、Aと記載されて1筆は農地であるため、農業委員会に対する農地転用許可申請が必要でございます。所有者に対しては、農地転用許可申請の提出について説明済みです。21ページをご覧ください。案件7番の現地写真となります。以上、編入案件7件です。続きまして、除外案件について、ご説明いたしますので22ページをご覧ください。

案件8番、場所は〇〇地区です。変更理由は植林するため、除外するものです。農振除外後の農地区分は、2種農地となります。植林する事で隣接する農地への影響について、支障がないよう適宜管理し進入路は確保済みです。隣接農地所有者の同意は取得済みです。雨水については、地下浸透及び北側の道路側溝へ排水する計画です。当該地は周辺農地より低くなっているため、雨水など流出の恐れはなく、更に当該地の外周部分に手掘りの溝を設置し、排水を促す計画となっております。なお、当該地は地目が農地（畑）であるため、農振除外後は農地転用許可申請が必要でございます。所有者に対しては、農地転用許可申請の提出について説明済みです。23ページをご覧ください。案件8番の現況写真になります。ご覧のとおり、既に植林済みで所有者から顛末書が提出されています。24ページをご覧ください。

案件9番、場所は〇〇地区です。変更理由は自動車整備業用の駐車場敷地として利用するため、除外するものです。農振除外後の農地区分は2種農地となります。図面の中央部に記載してあります青色の点線部分が、今回の要望者が経営する自動車整備工場です。近年、大型自動車等の整備

受入れが増加したことで、敷地内の駐車スペースが不足し、自動車整備工場の北側に隣接する道路（山麓線）で大型自動車を一時的に駐車、回転しており、事故等の恐れがあるため、駐車場敷地の拡張が必要である事から要望されたものでございます。隣接農地への影響について、南側及び西側の農地への進入路は確保されており、建築物の設置ではないため、日照等問題ありません。雨水については、地下浸透及び敷地内に集水枥を設置し、北側の公共水路へ排水する計画です。また、敷地の外周部分にブロック壁を設置し、隣接農地への雨水の流出を防止する計画となっています。なお、当該地は地目が農地（田）であるため、農振除外後は農地転用許可申請が必要となります。要望者に対しては、農地転用許可申請の提出について説明済みです。25ページをご覧ください。案件9番の現況写真です。26ページをご覧ください。案件9番の土地利用計画図です。大型自動車4台、普通自動車8台の駐車場及び回転場となる計画です。27ページをご覧ください。

案件10番、場所は〇〇地区です。変更理由は農業委員会の非農地決定のため、除外するものです。28ページをご覧ください。案件10番の現況写真です。29ページをご覧ください。

案件11番、場所は〇〇地区です。変更理由はこちらも農業委員会の非農地決定のため、除外するものです。30ページをご覧ください。案件11番の現況写真です。以上、編入7件、除外4件、計11件です。皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長　ただ今、畜産農政課より説明がありました。これより議案第66号の審議に入ります。案件6番の土地所有者は、〇〇委員であります。よって、農業委員会等にする法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、山下委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

尾山議長　それでは、ただ今から案件6番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。案件6番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 それでは、案件6番を除く、議案第66号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第66号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よって、原案のとおり決定した旨を市長に通知いたします。次に議案第67号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 議案説明の前に一言お詫びいたします。今回の議案につきまして、急な提案で追加議案という事になり、いろいろご迷惑をお掛けしまして、申し訳ございませんでした。今後、このような事が無いよう、気をつけていく所存でございます。

それでは、議案第67号について説明させていただきます。まず、基本構想につきまして簡単に説明いたします。市が策定する「農業経営基盤の

強化の促進に関する基本的な構想」については、概ね 10 年間を見通した
えびの市の今後の農業の基本的な方向を総合的に定めた計画でありまして、
目標とすべき所得水準、労働時間等の基本となる考え方、地域において
育成すべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応
などに関する営農類型ごとの指標及び農業経営に対する農用地の利用の
集積目標を定めて、さらにその実現のために取るべき措置などを示した
ものです。今回、策定します基本構想に照らして、効率的で安定した魅力
ある農業経営を目指す農業者が作成する「農業経営改善計画」を認定し、
認定を受けた農業者の計画達成に向けた取組を支援するものであります。
皆様、ご存知の認定農業者制度がありますが、この認定農業者制度につい
ては、今回、ご提案しております基本構想を基に、これに照らし合わせ、
その要件をみたした方々を市が認定しているものでございます。今回の
議案は、県が基本方針をおおむね 5 年ごとに、その後の 10 年後を見通し
て定めるもので、前回、策定した平成 28 年 10 月から 5 年が経過した
事と農業経営基盤強化促進法の改正を踏まえ、令和 3 年 10 月に県の農業
経営基盤強化促進基本方針が改正されたことに伴いまして、市も基本構想
の見直しを行ったところでございます。基本構想の策定につきましては、
農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条に農業委員会の意見を聴かなけれ
ばならないと定められておりますので、基本構想の案と新旧対照表を配布
させていただきました。今回の主な見直し内容につきましては、農協が
行っていました「農地利用集積円滑化事業」が廃止されたことに伴いまし
て、その項目の削除や県の見直しに合わせた文言等の修正となっております。
営農類型につきましては、地域において展開している主な営農類型の
指標を示していますが、ここに定められていないような営農類型であって
も、5 年後の所得目標が基本構想における年間所得目標以上であれば、

認定を受ける事ができます。目標所得水準を満たす代表的な営農類型が記載してございます。

今後のスケジュールにつきましては、農業委員会と農業協同組合の意見をお聴きしまして、基本構想案を策定し、県との協議後、県知事の同意を受けて、市で公告を行い基本構想が策定されます。説明は、以上となります。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 　ただ今、畜産農政課より説明がありました。これより議案第67号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

前原委員 　議長。

尾山議長 　前原委員。

前原委員 　議案第67号の4ページの新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標について、お尋ねします。令和2年度の認定新規就農者の実績が2人という事ですが、県の方では年間500人を目標としているようですが、えびの市は年間5人となっているようで少ないように思えるのですが、もっと努力した方が良いと考えますが、どうでしょうか。

畜産農政課 　議長。

尾山議長 　畜産農政課。

畜産農政課 　ただいまの前原委員のご質問にお答えいたします。新規就農者の現状にて記載のある2人については、国の基準を満たす認定新規就農者でございます。確保・育成すべき人数の目標については、国の基準を満たしていない、親元就農及び雇用就農等の人数での目標人数となっています。確かに前原委員の言われるとおり、少ないと考えますので新規就農者の確保に努めていきたいと思っております。

尾山議長 　前原委員、よろしいでしょうか。

前原委員 　はい。

尾山議長 　他に質疑はありますか。

栗下委員 　議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 ちょっとお尋ねいたします。今まで市は法人組織に力を入れて、何年も経過しましたが、しかし、各地区の法人組織の状況を見てみますとどこも限度いっぱい優良農地でも安くで取引等されているようです。農地は安いと新規就農者は入りやすい状況ですが、既存の農業者は後継者等に安心して農業経営を譲る事ができない状況です。このような状況の中でえびの市にも新規就農者がいるとの事ですが、立派に農業経営を行っているとの発表を聞いた事はありません。今までえびの市に来られた新規就農者がどういう状態であるのか、今後、報告会などを企画していただければと思います。新たな新規就農者導きにあると考えます。要望となりますのでよろしくお願いいたします。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 ただいまの栗下委員のご質問にお答えいたします。新規就農者については、農協の〇〇に3世帯4人が就農されて、頑張っているらしいです。また、若い方が新しく農業を始めたいとの相談もありますので今後皆様方に各地区の新規就農者のデータなどを総会などで報告できればと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

尾山議長 他に質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第67号については、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よって、原案のとおり決定した旨を市長に通知いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時49分